

2024年介護保険法改定について

～医療・介護・障害福祉のトリプル改定になりました～

権利擁護や日常生活活動動作の維持を目指し、高齢者虐待防止の推進、身体拘束の適正化やもしもの時にどのような医療やケアを望むのか意思決定支援の充実が求められました。
また、介護人材の不足の中、介護サービスの質の向上を図るため処遇改善に向けた取り組みが推進されました。

《介護保険事業》 居宅介護支援 (ケアマネジャー)

◎主な変更内容について

質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう

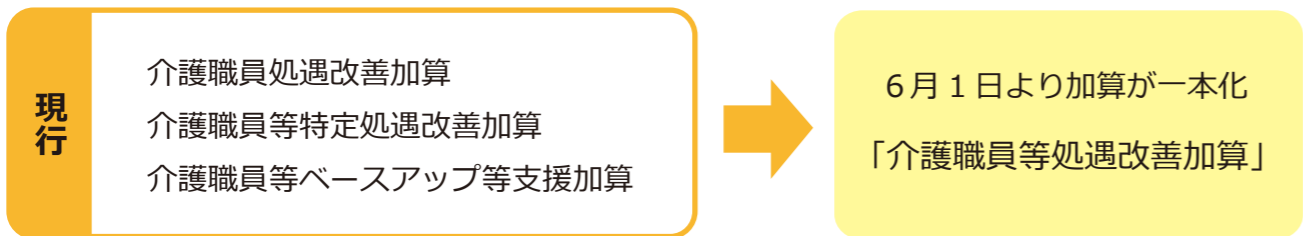
- 1 ガン等の方に対する速やかな介護サービスの提供が開始されます。
- 2 通院時情報連携加算の見直し
医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、歯科医療の診察を受ける際にも同加算の対象とする見直しがされました。
- 3 入院時情報連携の見直し
入院時の迅速な情報連携を入院当日中、又は入院3日間以内に情報提供した場合に評価の見直しがされました。



《介護保険事業》 訪問介護 (ホームヘルパー)

◎主な変更内容について

★介護報酬改定により、介護保険全事業の中で訪問介護のみ基本単位数が下がりました



《自主事業》

- ◎ 4月～6月のオブジェ
- ◎ 一緒に夕ご飯
- ◎ ほっとカフェ



4月



5月

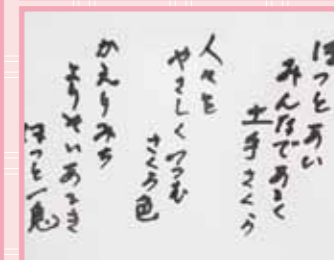


6月



みんなでお花見

利用者さんの
桜メッセージと川柳



一緒に夕ご飯 水曜日 16:30～

- 《これまでに作ったメニュー》
- ★焼きそばとおにぎり
 - ★餃子とおにぎり
 - ★お好み焼き
 - ★たこ焼き
 - ★ピザとおにぎり
 - ★オムライス
 - ★スパゲティ



ほっとカフェ

みんなでお団子作り

